

令和2年10月13日（火）

南部分庁舎3階議場 午後2時 開会

第183回南部町農業委員会総会次第書

南部町農業委員会

事務局長	出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催してもよろしいでしょうか。
中村会長	はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 4番 ^{さ さ き}佐々木 ^{かずお}一雄 委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
中村会長	ご着席ください。
事務局長	ただいまから第 183 回南部町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長	「あいさつ」
事務局長	本日、11番 滝田 信彦 委員、14番 石橋 薫 委員より欠席の旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。出席委員は16名中14名で、委員定数に達しておりますので、第 183 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2時 4分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

議 長	会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 8 番 ^{みうら}三浦 ^{えみこ}恵美子 委員 1 2 番 ^{けあげ}蹴揚 ^{ふくお}福男 委員を指名いたします。 次に、日程第2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定いたします。 次に、日程第3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第4 議案第 18 号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 ここでは、農業委員 6 番 ^{さかもと}坂本 ^{じゅうえつ}重悦 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 (午後 2 時 5 分退席)
議 長	議案の説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 18 号について、説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 3 件で、いずれも所有権の移転に関するものです。

小田原主幹	調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 かわもりた ゆういち 川守田 雄一 調査員
川守田調査員	2 番 川守田から説明いたします。 去る 10 月 2 日、四戸農地利用最適化推進委員と南部分庁舎 3 階第 1 会議室において、議案第 18 号から議案第 19 号について、調査を行いましたので説明します。 議案第 18 号についてですが、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可 できない基準かくようけんの各要件について、該当・非該当がいとう ひがいとうを調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人け ん り し ゅ べ つ、譲受人ゆずりわたしにんの氏名・住所、経営面積か どう じ ん い ん、稼働人員は、議案書に記載き ざ いのとおりです。 番号 1 番から番号 2 番の申請理由は、譲受人ゆずりうけにんが農業経営規模を拡大するため、申請地を取得するものです。 番号 3 番の申請理由は、譲受人ゆずりうけにんが贈与を受けて引き続き営農するため、申請地を取得するものです。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第 18 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)

議 長	ご異議なしと認めます。 議案第 18 号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、 原案のとおり許可することに決定いたしました。 ここで、坂本^{さかもと} 重悦^{じゅうえつ} 委員の入室を求めます。 (午後 2 時 1 1 分着席)
議 長	次に、日程第5 議案第 19 号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 19 号について、説明いたします。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 2 件で、所有権の移転に関するものです。 なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。 調査内容については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 川守田^{かわもりた} 雄一^{ゆういち} 調査員
川守田調査員	議案第 19 号について、農地法第 5 条第 2 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人^{けんりしゅべつ}及び譲受人^{ゆずりわたしにん}の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の申請理由は、 譲受人^{ゆずりうけにん}が自己住宅を建築し転居するため申請地を取得するものです。 番号 2 番の申請理由は、譲受人^{ゆずりうけにん}が太陽光発電所を建築し売電^{ばいでん}するため申請地を取得するものです。 調査の結果、転用内容^{てんよう}は転用許可基準^{てんようきよかきじゆん}に照らし、許可相当^{て きよかそうとう}と認められます。

川守田調査員	以上で説明を終わります。
議長	農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 19 号について、補足いたします。 番号 1 番の申請地の位置ですが、南部・小向地区で、南部町役場南部分庁舎から南西に約 1.7 km の距離に位置し、申請地の南東側及び東側は宅地、北側は農地となっています。 農地区分については、「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第 1 種農地と判断されます。 第 1 種農地の転用は、原則として認められませんが、「住居その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される区域」と判断されることから、例外的に許可することができるものであり、転用目的は問題ないと考えます。 番号 2 番の申請地の位置ですが、福地・福田地区で、南部町役場本庁舎から南に約 940m の距離に位置し、申請地の東西側は農地、北側は休耕地、南側は宅地となっています。 譲受人は、太陽光発電による売電事業のため、日射量や送電網の条件が整った申請地に太陽光パネルを設置するものです。 農地区分については、「住宅の連たんしている区域に近接する区域内にある農地でその規模が 10ha 未満である農地」と認められることから、第 2 種農地と判断されます。 第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより、事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。 以上、補足説明を終わります。

議 長	議案第 19 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 19 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。 次に、日程第6 議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。 議案の朗読と説明を求めます。 小田原主幹 小田原主幹 議案第 20 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、3 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の利用目的は田、期間は 9 年 5 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 2 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,193 円です。 番号 3 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。

小田原主幹	以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	議案第 20 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 183 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後 2 時 19 分) 終礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ ・着席